

ぼらっと

2020年
5月28日発行
90号

～雫石町災害ボランティア事前登録者を募集しています!!～

今、あなたの力が必要です。



「全国から駆け付けてくれたボランティア」

災害ボランティア登録者活動内容の例

(1) 平時の活動

- ・研修会等の参加案内
- ・その他、防災関連情報の提供

(2) 災害発生時

- ・被災家屋の片付け、清掃
- ・家の泥出し
- ・話し相手や炊き出し
- ・物資の運搬や配布
- ・災害VC設置や運営
- ・専門的知識、技術を活かした活動 等



申込方法：町社協VCへ来所または
ホームページ申込フォームへ入力

お問合せ：町社協へ来所または
電話 (692-2230)

『大雨洪水災害』平成25年8月、未だかつてない豪雨が雫石町を襲いました。

あれから7年。あの日、あの時、この町の復興に携わってくれたボランティアは延べ1,948名。うち、県内外から駆け付けてくれたボランティアは1,628名(83.6%)と圧倒的多数でした。

雫石町の地域での共助(互いに助け合うこと)の力は高いとは言えど、被災した家屋や田畑等の復旧と普段の生活を同時進行するためには、ボランティアの力は必要不可欠ともいえます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の不安がある程度なくなるまでの期間について広域に幅広くボランティア募集することについて問われている今日、**県内外からの支援活動は難しい状況となります。**

災害が無いに越したことはありません。しかし、近年、地震や風水害など大災害が全国で発生しており、この町が再び被災するかもしれません。

万が一を考え、雫石町社会福祉協議会ボランティア活動センターでは、町内で災害が発生した際、迅速に対応するため、『**自分たちの地域を自分たちで守る**』ために「災害ボランティア事前登録者」の募集を行います。

皆様の力を是非貸してください!!ご理解とご協力をお願い致します。



「床下の泥を撤去するボランティア」



「ハウス内の流出物を撤去する学生ボランティア」



「女性ボランティア有志による炊き出しの様子」

令和2年度ボランティア活動センター事業紹介

5月12日(火)に開催された令和2年度第1回ボランティア運営協議会で、今年度の事業内容が決定しました!!今年度の事業について皆さんにご紹介します。一般の方も参加出来るものもありますので、是非ご参加ください♪

ふれあいサロン事業

あらゆる世代の方を対象に、地区公民館など身近な場所で、おしゃべりやレクリエーションなどを行います。現在、町内35ヶ所の行政区に設置されており、自分の行政区にも是非!!という方はお問合せ下さい。



雪んこ見守り隊・スノーバスターズ事業

1月と2月毎週土曜日午後、町内に住む対象の高齢者世帯等の玄関先の簡単な除雪と安否確認を行います。12月～3月の冬期間、平日も依頼があれば、有料で本格的な除雪も行います。



その他にも普段からこのような活動を行っています!!

出前講座

町内の学校や、ふれあいサロン、地域コミュニティ組織、老人クラブ等の地域活動を行う際に、希望に合わせた出前講座を開催します。皆さんの活動場所へお邪魔させていただき、レクリエーションやミニ防災講座等を行います。レクリエーション道具の貸し出しも行っていきますので、気軽にお問い合わせください♪



- ◆ボランティア活動センター運営協議会の運営
- ◆ボランティアの相談・登録・斡旋
- ◆ボランティア情報の発信
(ぼらっと・ホームページ・Twitter)



今年度は、新型コロナウイルスの影響で開催できなかった事業の代替え事業として、**しずくいし『つながる』BIGプロジェクト**を実施しています!!



※協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、「第1回サロンスタッフ研修会」「ボランティアフェスティバル2020」は中止と致しました。ご理解いただきますようお願い致します。

重要

ボランティア活動保険補償内容改定のお知らせ

これまで、ボランティア活動保険では新型コロナウイルスに罹患しても補償対象外でしたが、**補償の対象となりましたので**お知らせいたします。(令和2年2月1日に遡っての補償となります。)

(ケガの補償)

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

(補償される保険金の種類)

- ①葬祭費用実額(死亡の場合、300万円限度)
- ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費(300万円限度)
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

よくある質問(Q&A)

Q1.ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は?

A1.新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2.活動中に新型コロナウイルスに感染したかの判断は?

A2.新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象(院内感染、クラスター等)がないか等確認させていただいたうえで、保険会社が判断します。

※詳しくは、「ふくしの保険」ホームページ (<https://fukushihoken.co.jp/fukushi/front/top.php>) または、町ボランティア活動センター(692-2230)までお問合せください。